平成２９年（フ）第１６号
山口県光市室積６丁目５番１－103号、前住所山口県光市室積４丁目14番14号
債務者　菅原眞知子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第６１３号
大阪府八尾市萱振町１丁目７番地の５　ハイツホロンⅠ－403号、前住所大阪府八尾市緑ヶ丘４丁目46番地の23
債務者　谷浦　　忍
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６７号
大阪市此花区春日出中１丁目28番16号ステージ21　501号、前住所大阪市此花区春日出北２丁目２番６号
債務者　國土　勇人（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６８号
大阪市生野区鶴橋５丁目17番６号
債務者　田中秀夫こと　金　　尊基
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６５号
静岡市駿河区登呂５丁目16番33号　山田ハイツ103号
債務者　佐藤　雅樹
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８９５号
東京都練馬区南大泉３丁目16－６－101
債務者　鈴木　直子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９０４号
東京都世田谷区南烏山６丁目20－18－601
債務者　葛谷喜美枝
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９３６号
東京都練馬区南田中１丁目14－３－101
債務者　花城　宏一
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９３８号
東京都狛江市和泉本町４丁目７－22－502
債務者　小山　博美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９３９号
埼玉県川口市川口４丁目４－34－119
債務者　菊地　康子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９４０号
東京都練馬区桜台５丁目40－３　グリーンハイツ２Ａ
債務者　岡部　　要
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５０号
東京都杉並区方南２丁目28－18－402
債務者　横溝　正人
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５７号
東京都世田谷区祖師谷１丁目４－１－106
債務者　山澤　早苗
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５９号
東京都墨田区横川５丁目２－２－1414
債務者　揚石　和行
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９６０号
東京都新宿区西落合１丁目31－９　アドラブール西落合Ｂ202
債務者　瀧本　英子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９６４号
東京都大田区仲池上２丁目19－20－102
債務者　荒木　和美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部